令和７年度　医療福祉相談員（会計年度任用職員）職員募集のお知らせ

職　　種	医療福祉相談員
業務内容	医療相談室における退院支援を含む医療相談業務
資　　格	社会福祉士の資格を有する者
募集人数	１名
勤務時間	週 35 時間（週 5 日勤務） 月～金曜日　9：15～17：15（休憩 60 分）
任用期間	令和８年３月３１日まで 勤務状況により次年度以降、再度の任用有。
試用期間	原則として１か月
所定外労働の有無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要がある場合においては、所定外労働があります。
待　　遇	月額　242,132 円（週 35 時間勤務の場合） 交通費：上限 55,000 円/月（実費） 有給休暇：初年度 10 日（1 年間の任用の場合） 健康保険、介護保険（40 歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※月額は地域手当を含みます。時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給されることがあります。 ※川崎市役所での勤務経験により金額が加算されることがあります。 ※人事評価等の結果が良好で、再度の任用をすることになった場合、昇給する場合があります。
申込方法	患者総合サポートセンター藤平（ふじひら）まで電話にてお問合せください。 川崎市立川崎病院　電話：044－233－5521（代表） お問合せの後、履歴書(川崎市所定書式　写真貼付)をお送りください。 書類選考後、面接の有無について通知します。
応募要件	地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと 1　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2　川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者